

平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被害を受けられました皆様へ

この度の震災による被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。
当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

(2) 保険金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

*災害救助法が適用されている地域は次のとおりです。 (平成 30 年 9 月 7 日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村
平成 30 年 9 月 6 日	北海道内 179 市町村

以上